

# 愛媛県立松山中学校・松山東高等学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は愛媛県立松山中学校・松山東高等学校同窓会（通称：松山中学・松山東高同窓会）と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り母校との関係を密接にし、その発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は次の会員で組織する。

- 通常会員
- 1 愛媛県立松山中学校及び前身校卒業生
  - 2 愛媛県立第一高等学校併設中学校卒業生
  - 3 愛媛県立松山第一高等学校卒業生
  - 4 愛媛県立松山東高等学校全日制課程卒業生
  - 5 かつて上記の各校に在籍した者及び本校の通信制課程卒業生で入会を希望し会長が推薦し理事会で認めた者
- 特別会員
- 1 本校の職員及び旧職員
  - 2 特に本校に縁故があつて会長が推薦し、理事会で認めた者

(組織)

第4条 本会は本部を愛媛県立松山東高等学校内に置く。ただし会員多数存在の地方には本会の承認を経て支部を設けることができる。

(事業)

第5条 本会は目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種の会合を催すこと
- 2 会誌及び会員名簿を発行すること
- 3 その他適当な事業

(総会)

第6条 本会は毎年1回総会を開く。ただし、必要により臨時総会を開くことがある。

(総会の議決)

第7条 総会においては会務を報告し、会則変更及び本会の目的達成上必要な事項を審議する。総会における議決は出席した通常会員の過半数の賛成を以てする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。ただし、会長の任期は1期2年とし、原則として2期までとする。

会長 1名      副会長 若干名      常任理事 若干名      理事 若干名      監事 2名  
年度幹事 若干名      事務局長 1名

(会長)

第9条 会長は総会で会員中より選出する。その他の役員は会長がこれを委嘱する。

(顧問)

第10条 母校の校長は顧問とする。なお本会で功労のあつた者で会長が推薦し理事会で認めるときは、顧問とする。

(顧問、役員の仕事)

第 11 条 役員及び顧問の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を総理する
- 2 顧問は会長から諮問された事項について意見を述べる
- 3 副会長は会長を補佐し諸般の会務を司る。会長に事故あるときは副会長が会長の仕事を代行する。
- 4 常任理事は会務を執行し必要な事項を掌握する
- 5 理事は理事会を組織し重要事項を審議する
- 6 監事は業務及び会計を監査する
- 7 年度幹事は年度会員を代表し会務に参加する
- 8 事務局長は会長の指示に基づき本会の事務を統括する

(委員会)

第 12 条 会長は、会長の諮問機関として委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員長及び副委員長は、副会長の中から会長が任命し、委員は委員長が委嘱する。
- 3 委員会で討議した事項は、会長に報告し会長は関係組織と協議するものとする。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会費)

第 14 条 第 3 条に規定する通常会員になろうとする者は、入会時に、同窓会入会金として金 6,000 円 (うち 500 円を基本金とする) を納入するものとする。

- 2 通常会員は年会費として金 2,000 円を納入するものとし、納入期限は原則として当年 9 月末日とする。
- 3 当年 4 月から新年度内にその大半が満年齢 80 歳を迎える年次の通常会員は、当年及びそれ以降における前項の年会費を免除する。

(寄付金)

第 14 条の 2

- 1 80 歳を超える会員に、寄附を依頼する。
- 2 会員以外にも寄付金を募ることができる。

附則 平成 25 年 6 月 1 日改定 第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定は平成 26 年度から実施する。

附則 平成 28 年 5 月 28 日改定 (一部改定) 第 1 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、(新設) 第 12 条

附則 平成 30 年 5 月 26 日改定 (新設) 第 14 条の 2